

○総務省告示第七号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十条の規定に基づき、同法第二条第一項に規定する相互承認協定の規定により行われた同法第三十条第一号に掲げる登録について、次のとおり公示する。

令和六年一月十六日

総務大臣 松本 剛明

- 1 名称 Element Materials Technology Warwick Ltd
- 2 登録年月日 令和5年10月20日
- 3 住所 Unit 1 Pendle Place Skelmersdale WN8 9PN, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland
- 4 登録に係る区分 電波法（昭和25年法律第131号）第38条の2の2第1項各号に掲げる事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）第4条各号に掲げる区分